۰	_
c	=
Č	5
	1

	削除		定款準則第16条 削 除		なお、収益事業に係る 借入金は、収益事業用財 産の2分の1を超えてい		定款準則第16条 審查要領第1-3-(5)
(3)収益の 処分	収益が社会福祉事業又は 公益事業の経営に充てられ		法第26条第1項 審查基準第1-3-(3)	(3)収益の 処分	ないこと。 収益が社会福祉事業又は 公益事業の経営に充てられ		法第26条第1項 審查基準第1-3-(3) 定款準則第21条備
	ていること。		定款準則第21条備考 二(収益の処分)の 条		ていること。		ニ(収益の処分)(条
管理							
1 人事管理 (1)任免関 係	施設長の任免に当たっては、理事会の議決を経てい		審查基準第3-6-(4) 定款準則第12条第2項	(1)任免関係	施設長の任免に当たっては、理事会の議決を経てい		審查基準第3-6-(4) 定款準則第12条第2
(2)職務関	ること。 削 除			(2)職務関	ること。 1 就業規則、給与規定が		
係				係	<u>設けられていること。</u> 2 職員の処遇が労働基準		労働基準法等関
	<u>削 除</u>		削 除		法等関係法令通知等に則		法令、通知
		削 除			<u>して適正に行われている</u> こと。	<u>社会福祉施設等職員・</u>	
	Mai SA		削除		3 退職手当共済制度への	特定介護保険施設等職員	退職手当共済法第2
	<u>削</u> 除		<u> </u>		職員の加入が適正に行わ	及び申出施設等職員が適	第1項~第4項、第
					れていること。	正に届けられているか、	<u>条</u> 温 聯 = 业 + 这 + 在
						短期雇用者や加入対象外 職員等が含まれていない	退職于当共済法施
		削 除				かが確認されること。	第19条
					4 退職手当共済掛金が社		退職手当共済法第2
	削除		<u>削 除</u>		会福祉施設等職員・特定		第6項~第8項、第
					介護保険施設等職員及び		<u>条</u>
					申出施設等職員の別に従		退職手当共済法施
					い、独立行政法人福祉医		<u>令第6条</u>
		削除		11	療機構に対して適正に支		
					払われていること。	<u>俸給表に定める俸給と</u> 俸給の調整額について適	很胖王当丑客注解
	削除		<u>削 除</u>		5 被共済職員退職届につ	<u>俸給の調整額について適</u> 正に届け出られている	担制第16条
					いて本俸月額、被共済職 最期間が適正に届け出ら	か、被共済職員期間が実	We WI SO I VA
					具州间が過止に届り出う れていること。	際に雇用された期間と一	
					10 (0.0	致しているかが確認され	
						ること。	
			法第90条第1項		6 職員の資質向上を図る		法第90条第1項
	1 職員の資質向上を図る		広 第 3 0 末 対 1 項		ため、職員研修について		
	ため、職員研修について 具体的計画が立てられて				具体的計画が立てられて		
	具体的計画が立てられていること。				いること。		
2 資産管理	1		審查基準第2-2	2 資産管理	1 基本財産、運用財産、		審查基準第2-2
4. 其性后性	公益事業用財産及び収益		定款準則第13条、同		公益事業用財産及び収益		定款準則第13条、

- 13 -

-	Ξ
-	$\overline{}$
	4

事業用財産は、明確に区		条備考	事:	業用財産は、明確に区│		条備考
分管理されていること。			分	管理されていること。		
2 基本財産(社会福祉施			2	資産のうち現金は、確		審査基準第2-3
設を経営する法人にあっ	法で管理運用することは	定款準則第15条第2項	実	な金融機関に預け入		定款準則第15条第2項
ては、社会福祉施設の用	原則として適当でない。	•		、確実な信託会社に信		
に供する不動産を除く。)	① 価格変動の激しい			し、又は確実な有価証		
の管理運用は、安全、確	財産(株式、株式投			に換えて、保管されて		
実な方法、すなわち元本	資信託、金、外貨建		<u> </u>	<u>ること。</u>		
が確実に回収できるほ	債権等)_					
か、固定資産としての常	② 客観的評価が困難			į.		-
識的な運用益が得られ、	な財産(美術品、骨					
又は利用価値を生じる方	董品等)_					İ
法で行われていること。	③ 減価する財産(建					
	築物、建造物等減価					
	償却資産)_		i l			
	④ 回収が困難になる					
	おそれのある方法					
	(融資)					1
3 基本財産以外の資産	運用財産、公益事業用	審査基準第2-3-(2)				1
(運用財産、公益事業用	財産、収益事業用財産に					† -
財産、収益事業用財産)	ついては、株式投資又は					
の管理運用にあたって	株式を含む投資信託等に					
も、安全、確実な方法で	よる管理運用も認められ					
しいこと。	有のための株式の保有等					
	は認められない。また、					[]
	株式の取得は公開市場を					
	通してのもの等に限る。					
						į
4 株式の保有は原則とし	① 基本財産以外の資産	審査要領第2-(8)~(1				
て右の場合に限られるこ	の運用管理の場合。た					
٤.	だし、あくまで管理運	_	[]			
	用であることを明確に					1
	するため、上場株や店					
	頭公開株のように、証					
	券会社の通常の取引を					
	通じて取得できるもの		 			
	に限る。			1		
	② 社会福祉法人におい			1		
	て、基本財産として寄				ļ.	
	付された場合。これは					
	設立時に限らず、設立					
	後に寄付されたものも					
	<u>食む。</u> 含む。					
	③ 上記①及び②の場合					
	は株式の保有が認めら					
4	TO THE WIND O	 		1	ŀ	1 1
		- 1	T -			

	れるが、その場合でも、				- 1			
	当該社会福祉法人が当		1 1				•	
	該営利企業を実質的に							
	支配することがないよ							
	うに、その保有の割合							
	は、2分の1を超えて							
	はならない。							
	<u>■ はなりない。</u> ④ 基本財産として株式							
	が寄付される場合に							
	は、社会福祉法人とし							
	ての適切な活動等のた							
	め、所轄庁においては、							
	寄付を受けた社会福祉							
	法人の理事と当該営利							
	企業の関係者との関							
					1			
	株式等の寄付の目的に							
	ついて十分注意し、必							
	要な指導等を行うこ							
	٤.							
5 法人の財産(基本財産、		審査基準第2-3-(3)			-			
基本財産以外の財産双								
方)については、価値の			H					
変動の激しい財産、客観					Ì			
的評価が困難な財産等価								
値の不安定な財産又は過			1 1		İ			
大な負担付財産が財産の				·				
相当部分を占めないよう							•	
にされていること。								
				•				
					1		基本財産とすべき不動	
o + Lost++1404	甘士財産レナベキア科	審査基準第2-2-(1)イ				3 法人の所有する社会福		審査基準第2-2-(1)
5 法人の所有する社会福		食草茎竿昻(=(=))11				<u>3</u> 法人の所有する任芸福 祉事業の用に供する不動	l	
祉事業の用に供する不動						産は、すべて基本財産と		
	最低基準により定められ					性は、すべて基本的性でして定款に記載されてい		
	た設備を含む建物並びに							
	その建物の敷地及び社会					ること。また、当該不動		
	福祉施設の最低基準によ					産の所有権について登記		
がなされていること。	り定められた設備の敷地					がなされていること。	をいうこと。	
	をいうこと。						所定の手続を経ずに、	
7 基本財産を、(所轄庁)	所定の手続を経ずに、	審査基準第2-2-(1)					処分、貸与し又は担保に	1
の承認を得ずに、処分	処分、貸与し又は担保に					の承認を得ずに、処分	供している基本財産がな	
	供している基本財産がな					し、貸与し又は担保に供	いことが登記簿謄本によ	定款準則第14条
	いことが登記簿謄本によ	審查要領第2-(5)				していないこと(独立行	り確認されること。	審查要領第2~(5)
政法人福祉医療機構に担						政法人福祉医療機構に担		
		1						

—108—

保を供	する場合及び独立			保を供する場合及び独立
行政法	人福祉医療機構と			行政法人福祉医療機構と
の協調	融資に係る場合を			の協調融資に係る場合を
除く。)				除 < 。)。
8 社会	福祉事業の経営上	審査基準第2-2-(2)イ		5 社会福祉事業の経営上
必要な	運用財産は、適正			必要な運用財産は、適正
に管理	され、処分がみだ	.		に管理され、処分がみだ
	われていないこ			りに行われていないこ
، غ				٤.
	産を国又は地方公	審査基準第2-1-(1)		6 不動産を国又は地方公
1 	から借用している	# = 29 + 77 2 1 (1)		共団体から借用している!
1	、国又は地方公共			場合は、国又は地方公共
	使用許可等を受け			団体の使用許可等を受け
ている				ていること。
		建木甘油等2 1 (1)		1
I —	産を国又は地方公	審査基準第2-1-(1)		7 不動産を国又は地方公
	以外の者から借用			共団体以外の者から借用
	る場合は、その事			している場合は、その事
1	続に必要な期間の			業の存続に必要な期間の
	を設定し、かつ、			利用権を設定し、かつ、
	なされているこ			登記がなされているこ
٤.				٤.
会計管理			3 会計管理	
	は、定款の定めに	定款準則第12条備考	(1.)予算	1 予算は、定款の定めに
従い適	正に編成されてい	一 (評議員会の権限)		従い適正に編成されてい
ること	,	の条、第17条		ること。
2 予算	が適正に執行され	定款準則第12条備考		2 予算が適正に執行され
ている	ے کی	一 (評議員会の権限)		ていること。
なお	、予算の執行に当	の条、第21条		なお、予算の執行に当
たって	変更を加えると			たって、変更を加えると
きは、	あらかじめ理事会			きは、あらかじめ理事会
の同意	を得ていること。			の同意を得ていること。
(2)会計処 1 経理:	規程を制定してい	定款準則第20条	(2)会計処	1 経理規程を制定してい
理 ること。	,	会計基準(局長通知)3	理	ること。
		-(1), 4-(1)		
		会計基準(課長通知)1		
		- (1)		
		「社会福祉法人にお		
		ける入札契約等の取		
		扱いについて」(平		
		成12年2月17日社会		
		1		
		援護局企画課長等連		
		名通知)		
		「「社会福祉法人会」		
		計奏準」及び「指定		
	-	介護老人福祉施設等		·
		会計処理等取扱指導		
		指針」等の当面の運		

-109-

審査基準第2-2-(2)イ

審查基準第2-1-(1)

審查基準第2-1-(1)

定款準則第12条備考 一(評議員会の権限) の条、第17条 定款準則第12条備考 一(評議員会の権限) の条、第21条

定款準則第20条 会計基準(局長通知)3 - (1)、4-(1) 会計基準(課長通知)1

「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成12年2月17日社会・援護局企画課長等連

「「社会福祉法人会計基準」及び「指定 介護老人福祉施設等 会計処理等取扱指導 指針」等の当面の運

- (1)

名通知)

	I	
۲	-	
۲	-	
c	•	
٦	1	
	ı	

	1	用について」(平成12	1	1	用について」(平成17
		年12月19日社会・援			年12月19日社会・提
		護			獲
		局施設人材課長等連			局施設人材課長等選
		名通知)			名 通 知)
	2 会計責任者が置かれて	会計基準(課長通知)1		2 会計責任者が置かれて	会計基準(課長通知)
	2 云町貝は日が風がれて	- (1)		いること。	- (1)
	なお、会計責任者と出	'''	ł	なお、会計責任者と出	
	が は			納職員の兼務は避け、内	
	部けん制組織が確立され			部けん制組織が確立され	
				ていること。	
	ていること。	会計基準(課長通知)1		3 現金保管については、	会計基準(課長通知)
	3 現金保管については、	- (1)		保管責任が明確にされて	- (1)
	保管責任が明確にされて	- 111		いること。	
	いること。	定款準則第12条備考	(3)債権債	1 借入金は、理事会の議	定款準則第12条備書
)債権債	1 借入金は、理事会の議	正 萩 年 則 邦 2 宋 彌 考	務の状況	決(及び評議員会の意見	一 (評議員会の権限
の状況	決(及び評議員会の意見	の条、第17条、第21	150 10 10	の聴取)を経て行われて	の条、第17条、第2
	の聴取)を経て行われて	の泉、第17泉、第21 条		いること。	条
	いること。	} **		また、借入金が、事業	
	また、借入金が、事業			運営上の必要によりなさ	
	運営上の必要によりなさ		}	れたものであること。	
	れたものであること。	審査要領第2-(1)、(2)		2 借入金の償還財源に寄	審查要領第2-(1)、(2
	2 借入金の償還財源に寄	養堂要視第2-(1)、(2)		附金が予定されている場	
	附金が予定されている場			合は、法人と寄附予定者	
	合は、法人と寄附予定者			との間で書面による贈与	
	との間で書面による贈与			契約が締結されており、	
	契約が締結されており、			その客附が連滞なく履行	
	├ その寄附が遅滞なく履行 ├			されていること。	
	されていること。		/ 4 \ := 2 75	1 決算手続は定款の定め	定款準則第12条備
決算及	1 決算手続は定款の定め	定款準則第12条備考	(4)決算及		一(評議員会の権限
財務諸	に従い適正に行われてい	― (評議員会の権限)	び財務諸	に従い適正に行われてい	の条、第18条
ŧ	ること。	の条、第18条	表	ること。	会計基準(課長通知)
	,	会計基準(課長通知)1			- (3)
		- (3)		0 PL 75 PL 75 PL 75 PL 77 PL 7	- \(\sigma\) 法第44条第2項、第
	2 財産目録、貸借対照表	法第44条第2項、第4		2 財産目録、貸借対照表	頂
	及び収支計算書が整備さ	項		及び収支計算書が整備さ	審査基準第3-5-(2)
	れ、保存されていること。	審查基準第3-5-(2)		れ、保存されていること。	定款準則第18条
		定款準則第18条			
		会計基準(課長通知)1			会計基準(課長通知)
		- (3)			- (3)
その他	1 寄附金を募集する際に	法第73条、第120条	(5)その他	1 寄附金を募集する際に	法第73条、第120条
	は、関係法令の定めに従	施行規則第14条		は、関係法令の定めに従	施行規則第14条
	い行われていること。ま			い行われていること。ま	
	た、寄附金が募集の際の			た、寄附金が募集の際の	
	使途に即して使用されて			使途に即して使用されて	
	いること。			いること。	,,, ,,, ,,, ,,, ,,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,
	2 社会福祉施設の利用者	指導監督徹底通知5-		2 社会福祉施設の利用者	指導監督徹底通知5
	又は利用者の家族等に寄	(4) -I		又は利用者の家族等に寄	(4) -エ

	1
۲	-
۲	
۲	
	1

3 社会推進無限の利用者 から預かっている金銭は 別会計で経理されているとともに適正に管理がな とともに適正に管理がな とともに適正に管理がな 大れていること。 1 法人の業務及び財務等		附金を強要していないこと。				٤.	
## 1-(6)				 ! 会計基準 (課長通知)		3 社会福祉施設の利用者	会計基準(課長道
#				- (6)		から預かっている金銭は	– (6)
その他				指導監督徹底通知5-		別会計で経理されている	指導監督徹底通
をかれていること。 1 法人が操作する福祉サービスの内容、法人の財務等 法第44条第4項 第75 に関する情報提供が適切 に対する情報提供が適切 に行われていること。 2 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の評価を行い、サービスの質の評価を行い、サービスの質の評価を行い、サービスに関する 書類を重要の主要を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を				1		とともに適正に管理がな	(4) -I
ービスの内容、法人の財務状況等について関係者に対する情報提供が適切に行われていること。 ま変と第3-5-12 大り自主的に公表することでは対する情報提供が適切に行われていること。 また、法人の理事及が理論の氏名、投資等の情報を行い、サービスの質の時を回るための指慮を指いていること。	その他		法人の業務及び財務等	法第44条第4項、第75	4 その他	1 法人が提供する福祉サ	法第44条第4項、
	(4) 16			l i		ービスの内容、法人の財	条~第77条、第
に対する情報提供が適切に行われていること。 とが適当であること。 主た、法人の理事及び 理議員の氏名 (関連等の情報を含することが望ましいこと。 2 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の評価を行い、サービスの質の自をのための指置を指していること。 3 福祉サービスに関する 言情解決の仕組みへの取組が行われていること。 別 除 単 除 4 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。 4 自合等登記令(昭和39 に対する情報提供が適切に行われていること。 別 除 4 自然法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。 4 自合等登記令(昭和39 に対する情報提供が適切に行われていること。 2 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の評価を行い、サービスの質の言価を行い、サービスの間する 言情解決の仕組みへの取組が行われていること。 別 除 4 社会福祉施設領等の 管理が十分に行われ、防 災対策等が譲じられていること。 別 除 4 社会福祉施設領等の 管理が十分に行われ、防 災対策等が譲じられているとともに、その実施体 制が確立されていること。						務状況等について関係者	審査基準第3-5-
に行われていること。 <u>とが適当であること。</u> また、法人の理事及び 推議自成長名、役職等の 権能を行い、サービスの質の評価を行い、サービスの質の評価を行い、サービスの関の語と図るための措置 を講じていること。 3 福祉サービスに関する 苦情解決の仕組みへの取組が行われていること。 別 <u>除</u> <u>の向上を図るための指置を講じていること。</u> <u>は</u> 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。 <u>4 当該</u> 法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。 <u>4 当該</u> 法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。 <u>1 当該</u> 法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。 <u>2 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の語と図るための措置を講じていること。</u> <u>3 福祉サービスに関する</u>						に対する情報提供が適切	定款準則第18条
また、法人の理事及び 関類員の氏名、设護等の 情報も回程の方法で公表することが望ましいこ とこ 2 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の評価を行い、サービスの質のの上を図るための措置 を講じていること。 3 福祉サービスに関する 苦情解決の仕組みへの取 組が行われていること。 別 除				Z M + M A TO M A TO A		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1000
理議員の氏名、役職等の情報も同様の方法で公表することが望ましいことと。 注第78条第1項		101717110171000					
情報も同様の方法で公表することが望ましいこと。 法第78条第1項			*				
2 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じていること。 2 福祉サービスに関する 3 福祉サービスに関する 4 社権・財産を関する 4 社権							
注第78条第1項			3.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1				
注策78条第1項 注策78条第1項 注策78条第1項 注策78条第1項 注策78条第1項 注策78条第1項 注策78条第1項 流转82条 注策82条 注意図表ための措置を講じていること。 注策82条 注意 注意 注意 注意 注意 注意 注意 注							
価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じていること。 3 福祉サービスに関する 法第82条 削 除 対抗行われていること。 削 除 単立 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性 性		2 福祉サービスの質の評		法第78条第1項		2 福祉サービスの質の評	法第78条第1項
の向上を図るための措置 を講じていること。 3 福祉サービスに関する 苦情解決の仕組みへの取 超が行われていること。 削 除 単 除 単 除 単 診該法人が登記しなけ 相合等登記令(昭和39 在政令第29号) で登記がなされていること。						価を行い、サービスの質	
を講じていること。 3 福祉サービスに関する 苦情解決の仕組みへの取 組が行われていること。 削 除 削 除 削 除 削 除 単 6 本社会福祉施設設備等の 管理が十分に行われ、防 更の作成につ るととも、その実施体 制が確立されていること。 削 除 単 6 本社会福祉施設設備等の 管理が十分に行われ、防 更の作成につ るととも、その実施体 制が確立されていること。		1				の向上を図るための措置	
法第82条 当 注 注 注 注 注 注 注 注 注						を講じていること。	
当日 注 注 注 注 注 注 注 注 注				法第82条		3 福祉サービスに関する	法第82条
組が行われていること。 組が行われていること。 4 社会福祉施設設備等の 「社会福祉施				削除		苦情解決の仕組みへの取	各社会福祉施設
管理が十分に行われ、防 実対策等が講じられているとともに、その実施体 制が確立されていることを 上の 上の 上の 単数法人が登記しなけ 大はならない事項につい で登記がなされていることを 本の 本の						組が行われていること。	基準省令
管理が十分に行われ、防		削除		削除		4 社会福祉施設設備等の	「社会福祉施
削 除						管理が十分に行われ、防	ける地震防災ル
削 除						災対策等が講じられてい	画の作成につい
4 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされているこ 4 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされているこ						るとともに、その実施体	(昭和55年1月
削 除 4 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされているこ 4 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされているこ 5 当該法人が登記しなければならない事項について政令第29号)ない事項について政令第29号)ない。 6 年政令第29号)など事項について政令第29号)ないまで登記がなされているこ						制が確立されているこ	会局施設課長等
## 1						٤.	<u>通知)</u>
4当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされているこ組合等登記令 (昭和39年政令第29号)5当該法人が登記しなければならない事項について政令第29号)5当該法人が登記しなければならない事項について政令第29号)日本政令第29号)て登記がなされているこ審査基準第2-1-(1)て登記がなされているこ審査基準第2-1-(1)				削除			「社会福祉施設
4当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされているこ組合等登記令(昭和39年政令第29号)5当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされているこ担合等登記令(昭和39年政令第29号)する基準第2-1-(1)する基準第2-1-(1)する記がなされているこ審査基準第2-1-(1)							ける防火安全が
4当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされているこ組合等登記令(昭和39年政令第29号)5当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされているこ担合等登記令(日本政令第29号)て登記がなされているこ審査基準第2-1-(1)て登記がなされているこ審査基準第2-1-(1)							強化について
4当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされているこ組合等登記令(昭和39年政令第29号)5当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされているこ組合等登記令(昭和39年政令第29号)							和 62 年 9 月 18 日 -
A は ならない 事項につい							長等 連名 通知)
ればならない事項につい て登記がなされているこ 年政令第29号) 審査基準第2-1-(1) ればならない事項につい て登記がなされているこ 年政令第29号) 審査基準第2-1-(1)		4 当該法人が登記しなけ		組合等登記令(昭和39		5 当該法人が登記しなけ	組合等登記令(周
CERTAGE TO COLUMN TO THE COLUM				年政令第29号)		ればならない事項につい	年政令第29号)
		1		審査基準第2-1-(1)		て登記がなされているこ	審査基準第2-1-
		٤.				ے ۔	

- ※ 法令・通知の略号
- 法 → 社会福祉法 (昭和26年法律第45号)
- 施行規則 → 社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号)

削除

削除

- 審査基準 → 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日社会・援護局長等連名
- 法 → 社会福祉法(昭和26年法律第45号)
- 施行規則 → 社会福祉法施行規則 (昭和26年厚生省令第28号)
- 退職手当共済法 → 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和36年法律第155号)
- 退職手当共済法施行規則 → 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則(昭和36年厚生 省令第36号)
- │○ 審査基準 → 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日社会・援護局長等連名

通知)(別紙1)

- 定款準則 → 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日社会・援護局長等連名 涌知)(別紙2)
- 審査要領 → 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日社会・援護局企画課長等連名通知)
- 会計基準(局長通知) → 「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日 社会・援護局長等連名通知)
- 会計基準(課長通知) → 「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日 社会・援護局企画課長等連名通知)
- 指導監督徹底通知 → 「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉 施設に対する指導監督の徹底について」(平成13年7月23日社会・援護局長等連名通知)

通知)(別紙1)

- 定款準則 → 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月 1 日社会・援護局長等連名 通知)(別紙2)
- 審査要領 → 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日社会・援護局企画課長 等連名通知)
- 会計基準(局長通知) → 「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日 社会・援護局長等連名通知)
- 会計基準(課長通知) → 「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日 社会・援護局企画課長等連名通知)
- 指導監督徹底通知 → 「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉 施設に対する指導監督の徹底について」(平成13年7月23日社会・援護局長等連名通知)

「社会福祉法人指導監査要綱」の改正に係る基本的考え方 (各都道府県市から寄せられた主な意見・質問に対する回答)

主な意見・質問	基本的な考え方
I 「1 指導監査の目的」 ① 「~運営全般について積極的に助言、指導を行う」が削除された趣旨はなにか。	(回答) ① 社会福祉法人については、「自立・自律と責任」の経営が 求められるとともに、極めて詳細に立ち入った指導は見直し が必要とされたことから、「運営全般について積極的に助言」 という文言を削除し、法人の指導監査の視点を明確にしたも のである。
② 法人の自立を尊重する観点から「積極的な」助言・指導を 削除する趣旨は賛成だが、未成熟な法人も多いことから指導 監査事項のみの監査で適正な運営が確保できるか疑問がある ので、法人への「必要に応じた」助言・指導は必要ではない か。	② 法人の指導監査に当たっては、法令等の遵守状況のチェックとともに、育成・支援的な意味で必要に応じた助言指導を行うことは差し支えないが、その際に極めて詳細に立ち入った指導は避け真に必要なものに絞るべきである。
③ 所轄庁が調書において独自の指導監査項目を追加すること は可能か	③ 今回の改正は、所轄庁において独自の指導監査項目を追加することを妨げる趣旨ではないが、今回の改正を踏まえて、所轄庁が指導監査項目の見直しを行う際は、上記①のような視点を踏まえて見直しを図られたい。
「2 指導監査の実施等(3)」	
(指導監査の重点化関係) ① 改正の趣旨である監査対象法人の重点化を明確にするため、「2年に1回として差し支えない」を「2年に1回行うこと。なお、問題を有する法人については、年に1回実施すること。」に修正されたい。	(回答) ① 重点化に当たり、原則として毎年実施としていたところを2年に1回としたことから、「原則として2年に1回とすること」とする。
② 指導監査の重点化は賛成であるが、対象法人の重点化の要件が明確でないと運用面で問題が生じるため、ア、イの要件にある「大きな問題」の基準について明確にされたい。	② 「大きな問題」について、例示すれば次のようなものが考えられるが、実際の判断に当たっては、法人ごとの個別の実情を総合的に勘案し、所轄庁において適正に判断されたい。

③ アの要件における「関係法令・通知(法人に係るものに限る)」の範囲はどこまで含まれるのか。 例えば、社会福祉法関係法令とは呼べない法令(民法、消

例えば、社会福祉法関係法令とは呼べない法令(氏法、消費者契約法等)に関する重大な違反があった場合には、アの要件についてはどのように解すべきか。

- ④ イの要件の施設基準の問題は、施設監査を行った上で明確になるが、政令市・中核市内の施設については、都道府県が法人の所轄庁である場合、政令市・中核市が実施した施設監査上の問題点を都道府県が把握する手段が確保されていない。
- ⑤ 法人が公益事業等を実施している場合、公益事業等についても問題が認められないことを要件とすべき。

要件アの例

- (i) 特定の個人(又は特殊な関係にある少数の者)の独断による法人運営。
- (ii) 理事会(評議員会)が形骸化しており、役員(評議員) の選任、新規事業、資金借入、基本財産処分等の重要事 項が未審議
- (iii) 資産又は会計管理上の不備。 (法人の事業と無関係な担保提供、理由がない高額な随 意契約及びその契約先から高額な寄附、会計処理上の 問題が多発。)
- (iv) 財政の悪化及び再建中の場合。

要件イの例

- (i) 施設最低基準の違反 (職員の未充足、居室等の不適当な転用等)
- (ii) 施設・事業の会計管理が不適切 (多額の過誤請求、理由がない高額な随意契約及びその 契約先から高額な寄附、会計処理上の問題が多発。)
- ③ 「関係法令・通知(法人に係るものに限る)」とは、原則として「社会福祉法人指導監査要綱」において示されている法令及び関係通知をいう。 しかしながら、他法令の違反を原因として、法人等の運営に大きな問題があると所轄庁が判断する場合は、要件に該当しないと取り扱うべきと考える。
- ④ 従前より、施設等の指導監査を実施した都道府県市は、その結果について関係する都道府県市への情報提供に努めるよう、としているところである。 指定都市・中核市において施設等を経営する都道府県所管法人については、施設等の指導監査を担当する指定都市・中核市と法人を所管する道府県が十分連携を取りながら法人の指導監査を実施されたい。
- ⑤ 要件イについて「社会福祉事業等」として、法人が実施する公益事業及び収益事業が対象となることを明確にした。 公益事業及び収益事業については、社会福祉法人審査基準等の遵守状況に照らし、要件に該当するか否かを判断された

- ⑥ 法人監査の頻度の最終的な判断は所轄庁の裁量に委ねられているとの理解でよろしいか。
- ⑧ 書面監査の廃止により法人運営情報が得にくくなるため、 現況報告書の内容を充実させて欲しい。

Ⅲ 「2 指導監査の実施等(4)」

(重点化の要件関係)

- ① アからウの要件を満たしていることは、直ちに法人運営に 問題がないことにつながるものではなく、法人監査の回数を 減少させる理由とならないのではないか。また、利用者サー ビス等に外部の目が入っていることが、適正な法人運営を担 保することになるのか。
- ② 4年に1回の指導監査では、指導の徹底を行う上で不十分 だと考えられる。法人役員の任期を目安に2年に1回程度は 実施すべきではないか。 (3年に1回、自治体で判断し3~5年に1回等の意見あり)
- ③ 4年に1回とする判断基準が不明確である。判断にバラツキが生じないよう判断基準を示されたい。

(第三者評価関係)

④ 第三者評価結果の公表について、評価判断基準の b 、 c が 多い場合の取扱いはどうすべきか。

(10

- ⑥ お見込みのとおりである。
- ⑦ 通報又は現況報告書等により問題が生じているおそれがあると認められる場合は、随時指導監査を行うこととされていることから、書面監査は廃止されたい。 また、都道府県等により、毎年度、自主点検表を配布している場合があるが、それを妨げる趣旨ではない。
- ⑧ 現況報告書様式「社会福祉法人の認可について」(局長通知)の(別記様式5)の改正を検討したい。

(回答)

- ① 指導監査を2年に1回とする要件を満たしていれば、適正 な法人運営について概ね確保されていると考えている。 法人の指導監査を4年に1回とする基本的な考え方は、2 年に1回とする要件を満たした上で、さらに、法人の積極的 な取組を所轄庁が評価して、実地監査の頻度を緩和するもの である。
- ② 既に改正前通知において、法人が外部監査を活用した場合は、所轄庁の判断により当該外部監査を2年に1回行うこととされている実地監査とみなして差し支えないこととしているところ。 また、法人の積極的な取組を促す観点からも法人の指導監査を4年に1回と緩和したものである。
- ③ 4年に1回とする判断基準については、以下の④~⑨に示す事項を参考として所轄庁において適正に判断されたい。

(第三者評価関係)

④ 今回の改正では、法人が利用者サービスの透明性の確保に 積極的に取り組んでいる状況を評価することとしており、こ のため福祉サービス第三者評価を受審し、その結果を適切に